

「全国の弁護士会における地方自治体等との連携活動実態調査」 分析結果報告書

2014年（平成26年）11月19日

日本弁護士連合会

第1 調査目的

- 1 全国の弁護士会は、平素より、会内の各種委員会活動等を通じて、地方自治体等（以下、自治体等という。）と連携しながら、高齢者・障害者問題、消費者問題など多様な分野における問題に鋭意取り組んでいる。
- 2 日本弁護士連合会では、地方行政分野における法的ニーズを把握するため、兵庫県内の自治体については2013年（平成25年）6月17日から7月19日、全国の都道府県、市、特別区については同年11月27日から2014年（平成26年）1月20日にかけて、アンケート調査（以下「自治体アンケート」という。）を実施した。
その調査結果によると、弁護士会との連携に興味を示す自治体が多数に上るといった実情が明らかとなった。

	総務部門	福祉部門	学校・教育部門
「興味がある」	448(78%)	321(69%)	323(69%)
回答総数	594	505	500

なお、その調査結果の詳細については、2014年（平成26年）8月31日付で公表済みである。

- 3 本調査は、日本弁護士連合会が、各弁護士会におけるより幅広い分野・手法での地方自治体等との連携活動を積極的に支援し、これをさらに進化させていくことを目的として、全国の弁護士会等における当該連携活動の実態（自治体ニーズへの対応状況の達成度）を調査するものである。
- 4 得られた情報については、全ての弁護士会に還元し、他の弁護士会との比較において、さらなる取組の強化を図るための検討（自己点検）材料として活用することを予定している。

第2 調査方法及び回答状況

1 第1次調査

実施日：2013年（平成25年）11月14日

対象：全国の弁護士会（52会）

方法：地方自治体等との連携活動に関する情報提供について（依頼）

2 第2次調査

実施日：2014年（平成26年）6月13日

対象：全国の弁護士会（52会）

方法：地方自治体等との連携活動に関する情報提供の確認について（依頼）

3 回答数

52会（回答率100%）

なお、回答書提出後も、2014年（平成26年）10月31日までに弁護士会から修正依頼のあったものを反映した。

第3 調査対象となる弁護士会の概要

1 総数：52会

2 規模別（平成26年2月末日現在の会員数による）

（1）大規模会（会員数1000名以上）

数	内 訳（会員数順，数値は会員数）
7会	東京 7221，第二東京 4654，第一東京 4370，大阪 4139，愛知県 1699，横浜 1425，福岡県 1092

（2）中規模会（会員数176名以上，1000名未満）

数	内 訳（会員数順，数値は会員数）
19会	兵庫県 810，埼玉 720，札幌 700，千葉県 674，京都 664，広島 526，静岡県 423，仙台 412，岡山 355，群馬 264，沖縄 251，新潟県 250，熊本県 246，茨城県 244，長野県 227，栃木県 195，鹿児島県 186，岐阜県 179，福島県 176

（3）小規模会（会員数175名以下）

数	内 訳（会員数順，数値は会員数）
26会	三重 171，金沢 167，長崎県 162，愛媛 160，香川県 159，奈良 156，山口県 149，大分県 141，滋賀 139，和歌山 139，宮崎県 122，山梨県 117，青森県 117，富山県 105，岩手 99，福井 98，佐賀県 96，徳島 91，山形県 90，高知 87，秋田 78，島根県 72，鳥取県 68，釧路 70，旭川 69，函館 48

3 ブロック別

（1）東京三会（会員総数 16,245 名）

数	内 訳（会員数順，数値は会員数）
3会	東京 7221，第二東京 4654，第一東京 4370

（2）関東（会員総数 4,539 名）※東京三会を除く。以下同じ。

数	内 訳（会員数順，数値は会員数）
10会	横浜 1425，埼玉 720，千葉県 674，静岡県 423，群馬 264，茨城県 244，新潟県 250，長野県 227，山梨県 117

(3) 近畿 (会員総数 6,047 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
6 会	大阪 4139, 兵庫県 810, 京都 664, 奈良 156, 滋賀 139, 和歌山 139

(4) 中部 (会員総数 2,419 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
6 会	愛知県 1699, 岐阜県 179, 三重 171, 金沢 167, 富山県 105, 福井 98

(5) 中国地方 (会員総数 1,170 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
5 会	広島 526, 岡山 355, 山口県 149, 島根県 72, 鳥取県 68

(6) 九州 (会員総数 2,296 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
8 会	福岡県 1092, 沖縄 251, 熊本県 246, 鹿児島県 186, 長崎県 162, 大分県 141, 宮崎県 122, 佐賀県 96

(7) 東北 (会員総数 972 名)

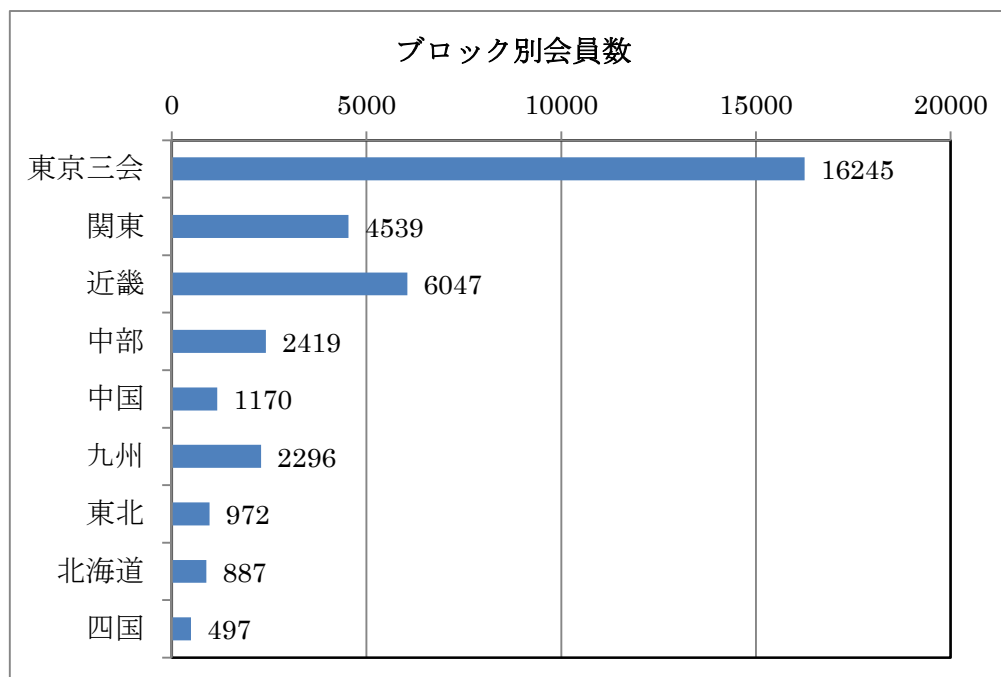
数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
6 会	仙台 412, 福島県 176, 青森県 117, 岩手 99, 山形県 90, 秋田 78

(8) 北海道 (会員総数 887 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
4 会	札幌 700, 釧路 70, 旭川 69, 函館 48

(9) 四国 (会員総数 497 名)

数	内 訳 (会員数順, 数値は会員数)
4 会	香川県 159, 愛媛 160, 徳島 91, 高知 87



(注) 別紙 1～9 は、会員専用ページに掲載しています。

第4 分析方法

1 自治体の法的ニーズとの対応比較

自治体アンケート集計結果による自治体の法的ニーズと、本アンケート集計結果による弁護士会の対応状況を一覧する形で比較することとした。

2 単純分析

(1) 全体集計

①一覧表 (弁護士会毎の法的サービス提供状況) 別紙 1

②グラフ (全体の法的サービスの提供状況をグラフ化したもの) 別紙 2

(2) 規模別集計

①一覧表 (弁護士会毎の法的サービス提供状況) 別紙 3

②グラフ (法的サービスの提供状況を規模別にグラフ化したもの) 別紙 4

(3) ブロック別集計

①一覧表 (弁護士会毎の法的サービス提供状況) 別紙 1

②グラフ (法的サービスの提供状況をブロック別にグラフ化したもの) 別紙 5

3 クロス分析

(1) 規模別集計×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し、その提供状況を規模毎にグラフ化したもの) 別紙 6

(2) 規模別集計×法的サービス提供形態

グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し、その提供状況を規模毎にグラフ化したもの) 別紙 7

(3) ブロック×利用者属性

グラフ (利用者の属性別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) 別紙 8

(4) ブロック×法的サービス提供形態

グラフ (法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) 別紙 9

第5 分析結果

1 自治体ニーズとの対応比較

(1)連携を深めるうえで有益な方法

		総務部門		事業部門		弁護士会の対応状況
		回答数	回答数	回答数	回答数	括弧内の数字は、対応している弁護士会数
1	自治体ニーズに対応する窓口を弁護士会に設置する	292	49%	375	37%	★印：対応弁護士会数(計画中包含む)が20以上 ○印：対応弁護士会数(計画中包含む)が10～19会
2	弁護士会のメニューリストを提供する	285	48%	423	42%	実施(8)／計画(4)
3	自治体に役立つ情報を集めたメールマガジンの発行	149	25%	199	20%	実施(10)／計画(4) 一覧表に記載なし
4	分野別に共同事例研究の場を設ける	128	22%	172	17%	【連絡協議会／共同事例研究／情報・意見交換など】 ★高齢者・障害者問題(34) ★消費者問題(34) ★民事介入暴力・行政対象暴力(31) ★多重債務者救済(24) ★子どもの権利擁護・児童虐待(実施23／計画1) ★性犯罪被害者支援(22) ★自殺対策(実施21／計画1) ★女性の権利・セクハラ・DV・性暴力被害(実施19／計画1) ○学校問題・いじめ・体罰(17) ○貧困対策(13) ○労働問題(12) ○中小企業支援(実施9／計画1) ○災害対策(実施6／計画4) 公害・環境(7)、外国人(7) 行政一般(実施6／計画1) 法教育(実施5／計画1) 交通事故(実施4／計画1) 債権管理回収(4)
5	弁護士会各種委員会と自治体各部門とが、気軽に懇談・相互交流できる場を設ける	122	21%	224	22%	一覧表に記載なし(大半の弁護士会が実施していると思われる)
6	弁護士会で作成した市民向け各種リーフレットを自治体関係部門に備え付ける	68	11%	92	9%	弁護士会主催研修の開放(2)
7	弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れをはかる	64	11%	57	6%	一覧表に記載なし(但し、大阪で実施)
8	弁護士会の広報誌を定期的に自治体に提供する	60	10%	64	6%	実施(6)／計画(1)
9	司法修習生の実務研修の一環として、自治体現場での研修を設ける	38	6%	48	5%	
10	弁護士会トップと自治体トップとが、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける	17	3%	21	2%	○全分野共通(自治体訪問・意見交換会・情報共有連絡会議)(16)

(2)利用したいと思う自治体向け事業

		総務部門	福祉部門	学校 教育部門	弁護士会の対応状況 括弧内の数字は、対応している弁護士会数
		回答数 594	回答数 505	回答数 500	★印：対応弁護士会数(計画中包含む)が20以上 ○印：対応弁護士会数(計画中包含む)が10～19会
1	<p>自身体職員向け研修講師の派遣 (※1)</p> <p>※1 弁護士会による弁護士講師派遣制度への関心度 (総務部門)「興味がある」424 (72%)</p>	316 53%	185 37%	181 36%	<p>★行政一般(28)</p> <p>★高齢者・障害者問題(27)</p> <p>★消費者保護(25)</p> <p>★民事介入暴力・行政対象暴力(23)</p> <p>○法教育(18)</p> <p>○学校問題・いじめ・体罰(13)</p> <p>○多重債務者救済(13)</p> <p>○自殺対策(11)</p> <p>○債権管理回収(10)</p> <p>犯罪被害者支援(9)</p> <p>女性の権利・セクハラ・DV・性暴力被害(実施8/計画1)</p> <p>行政対象クレーム(7)</p> <p>貧困対策(6)</p> <p>交通事故(6)</p> <p>災害対策(実施3/計画1)</p>
2	各種審議会/委員会委員の推薦	264 44%	97 19%	109 22%	★審議会等委員(紹介・推薦)(45)
3	部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談担当弁護士の派遣	242 41%	195 39%	174 35%	<p>★消費者保護(33)</p> <p>★高齢者・障害者問題(29)</p> <p>★子どもの権利擁護・児童虐待(実施22/計画2)</p> <p>★民事介入暴力・行政対象暴力(20/計画1)</p> <p>○女性の権利・セクハラ・DV・性暴力被害(実施9/計画1)</p> <p>学校問題・いじめ・体罰(9)</p> <p>行政対象クレーム(8)</p> <p>債権管理回収(7)</p> <p>まちづくり復興支援(実施5/計画1)</p> <p>相談担当弁護士制度(5)</p> <p>労働問題(実施3/計画1)</p>
4	特定分野毎の自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会／ 面談・電話による法律相談／メールでの法律相談／ 事件処理担当弁護士の紹介制度	148 25%	200 40%	187 37%	後記(3)参照
5	条例規則等立案のための助言・支援	110 19%	48 10%	50 10%	条例制定立案支援(4) 債権管理条例制定立案支援(2)

6	自治体の内部統制制度の整備、コンプライアンスの改善のための 助言・調査・支援	105	18%	28	6%	31	6%	○第三者調査・報告(11) 公益通報・内部通報対応(9)
7	住民とのトラブルの仲裁・調停人の推薦	94	16%	103	20%	105	21%	市民と行政とのトラブルを対象とした仲裁センター(ADR)(3)
8	不祥事発生時における第三者調査委員会委員の推薦	86	14%	17	3%	77	15%	○第三者調査・報告(11)
9	住民からの苦情受け付け担当弁護士の紹介	76	13%	103	20%	89	18%	行政対象クレーム(法律相談、助言、個別紛争解決支援)(8)
10	各種研修会講師(市民・児童生徒向け)の派遣	64	11%	73	14%	138	28%	★法教育(38) ★全分野共通(35) ★民暴・行政対象暴力(31) ★消費者保護(27) ★高齢者・障害者問題(24) ○労働問題(11) ○遺言・相続(10) 学校問題・いじめ・体罰(9) 中小企業支援(実施 8/計画 1)
11	自治体契約・公金支出の適法性調査のための助言・調査・支援	61	10%	14	3%	21	4%	一覧表になし
12	行政ADRの設置	53	9%	22	4%	18	4%	市民と行政とのトラブルを対象とした仲裁センター(ADR)(3)
13	弁護士任期付公務員採用や効果的な広報に関する情報提供・ 助言・支援(※2)	53	9%	16	3%	12	2%	任期付職員等の任用・募集支援(8)
14	※2 弁護士任期付公務員採用に関する関心度 総務部門 事業部門 ・任用につき具体的計画がある 26 (5%) ・具体的計画はないが検討中 31 (5%) ・未検討だが関心がある 364 (63%) 310 (67%)	43	7%	11	2%	4	1%	任期付職員等の任用・募集支援(8)
15	任期付公務員として弁護士を採用した自治体と採用に興味を持つ 自治体との懇談会の開催(※2)	41	7%	11	2%	2	0%	○外部監査・補助者業務の受託(弁護士紹介・推薦)(12)
16	監査委員・包括外部監査人/補助者の推薦	31	5%	5	1%	12	2%	公益通報・内部通報対応(9)
17	自治体の防災及び自然災害時の対応のあり方(地域防災計画、 災害弱者の個人情報取り扱い、被災者の生活再建その他の 支援策など)についての協議会の設置	30	5%	43	9%	5	1%	○連絡協議会/事例研究会/情報・意見交換(弁護士派遣・情報 提供)(実施 6/計画 4)
18	ミニ外部監査の支援	15	3%	18	4%	3	1%	○外部監査・補助者業務の受託(弁護士紹介・推薦)(12)

(3) 特定分野毎の自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会／面談電話による法律相談／メールでの法律相談／事件処理担当弁護士の紹介

利用したい分野		総務部門	福祉部門	学校・教育部門	弁護士会の対応状況
利用したい分野	行政対象暴力・悪質クレーム対策	102	69	68	弁護士会の対応状況 括弧内の数字は、対応している弁護士会数 ★印：対応弁護士会数(計画中包含む)が20会以上 ○印：対応弁護士会数(計画中包含む)が10～19会 【行政対象暴力・悪質クレーム】 ★共同事例研究/情報・意見交換/政策提言等(31) ★各種協議会顧問(28) ★法律相談・助言・個別紛争解決支援(行政対象暴力:実施 20/計画 中 1、行政対象クレーム 8) 【債権管理回収】 法律相談・公金債権回収業務委託(5) 債権管理条例制定立案支援(2)、債権管理マニュアル作成支援・受託(2)、メール相談(2) 【高齢者・障害者問題】 ★虐待相談・虐待対応支援チームの派遣(実施 38/計画 中 1) ★ケース検討会議へのアドバイザー・顧問の派遣(実施 33/計画 中 2) ★連絡協議会/共同事例研究/情報・意見交換(34) ★法律相談・助言/福祉の当番弁護士制度(29) 触法障害者対応検討会議への助言者の派遣(実施 5/計画 中 1) 【子どもの権利擁護、児童虐待】 ★連絡協議会/共同事例研究/情報・意見交換(実施 23/計画 中 1) ★法律相談・助言(実施 22/計画 中 2) ★権利擁護申立(児童福祉法 28 条)支援(実施 18/計画 中 2) ○ケース検討会議への弁護士の派遣(実施 13/計画 中 1) 第三者調査・検証(5) 【多重債務者救済、消費者保護】 ★連絡協議会/共同事例研究/情報・意見交換(34) ★相談弁護士・顧問・アドバイザー派遣(33) 消費者教育教材作成(5)
	債権管理回収	101	68	37	
	高齢者虐待	30	113	4	
	いじめ	33	18	145	
	児童虐待	29	97	91	
	消費者問題	32	19	4	
	メールでの法律相談	107	122	108	
	面談・電話での法律相談	103	152	136	
	共同研究会	41	37	26	
	事件処理担当弁護士の紹介	32	32	32	

2 単純分析

(1) 全体集計 別紙2

ア 弁護士会による法的サービスの提供が高い分野

利用者	分野	法的サービス内容（対応弁護士会数が30以上のもの）
市民・企業等	共通	▶ 自治体等主催市民講座への講師派遣（35）
	総務	▶ 民事介入暴力・行政対象暴力／企業向け研修・不当要求防止責任者講習への講師派遣（31）
	福祉	▶ 女性の権利／女性相談への弁護士派遣（30）
	市民サービス	▶ 自治体主催市民法律相談（一般相談）／弁護士会受託弁護士派遣（47） ▶ 多重債務者救済／救済事業・法律相談における弁護士紹介・推薦（39） ▶ 法教育／法教育授業への講師派遣（38）
自治体等	共通	▶ 自治体等への審議会委員等に関する弁護士紹介・推薦（45）
	総務	▶ 民事介入暴力・行政対象暴力／共同事例研究・情報意見交換・政策提言等（31）
	福祉	▶ 高齢者障害者／虐待相談・虐待対応支援チームの派遣（38） ▶ 高齢者障害者／連絡協議会・共同事例研究・情報意見交換（34） ▶ 高齢者障害者／ケース検討会議へのアドバイザー・顧問の派遣（33）
	市民サービス	▶ 消費者保護／連絡協議会・共同事例研究・情報意見交換（34） ▶ 消費者保護／相談職員向け相談弁護士・顧問アドバイザー派遣（33）

(評価)

自治体等が主催する市民・企業等を対象とした講座・研修・授業や市民向け法律相談会等については、多くの弁護士会が、研修講師や法律相談担当弁護士の派遣という形で地元自治体等と連携を行っている。

また、多くの弁護士会において、自治体等の各種審議会委員への弁護士紹介・推薦のほか、民事介入暴力・行政対象暴力、高齢者障害者福祉、消費者保護の各分野では、自治体等の職員向け法律相談担当・アドバイザー・顧問等の派遣や、自治体等との連絡協議会・共同事例研究・意見情報交換など、幅広い形態での連携活動が行われている。

イ 弁護士会組織としての取り組み状況

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）
受付窓口設置	【実施 8 / 15 %】 東京 7221，大阪 4139，福岡県 1092，熊本県 246，宮崎県 122，山梨県 117，佐賀県 96，釧路 70 【計画中 4】 第二東京 4658，第一東京 4370，奈良 156，青森県 117
マネジメント組織の設置	【実施 6 / 12 %】 東京 7221，大阪 4139，福岡県 1092，兵庫県 810，滋賀 139，宮崎県 122， 【計画中 5】 第二東京 4658，第一東京 4370，横浜 1425，奈良 156，青森県 117
お品書き・メニューの作成	【実施 10 / 19 %】 東京 7221，大阪 4139，横浜 1425，福岡県 1092，兵庫県 810，京都 664，熊本県 246，奈良 156，宮崎県 122，佐賀県 96 【計画中 4】三重 171，滋賀 139，青森県 117
自治体向けホームページ	【実施 3 / 6 %】大阪 4139，和歌山 139，和歌山 139，秋田 78 【計画中 3】東京 7221，奈良 156，青森 117
自治体訪問・意見交換会・情報共有連絡会議の実施	【実施 16 / 31 %】 東京 7221，第二東京 4654，第一東京 4370，大阪 4139，横浜 1425，福岡県 1092，札幌 700，京都 664，仙台 412，岡山 355，群馬 264，三重 171，和歌山 139，宮崎県 122，山梨県 117，青森県 117
弁護士会主催研修の開放	【実施 2 / 4 %】大阪 4139，宮崎県 122

（評価）

各地の弁護士会は、従来から、自治体訪問等の形で、自治体向けに何らかの広報活動を行っている。弁護士会が「組織的かつ戦略的」に自治体等との連携活動を行うという行政連携の取り組みは、緒に就いたばかりであるが、弁護士会の規模の大小を問わず、その取り組みは広がりつつあるといえる。

自治体・福祉等の分野で弁護士の活動領域を拡大するためには、地域の実情を踏まえつつ、各地の弁護士会において、「組織的かつ戦略的」に行政連携の取り組みを始めることが課題である。

ウ 自治体が弁護士会と連携を深めるうえで有益と考える方法

	実施状況（会員数順，数値は会員数，%は実施率）
窓口設置 [自治体アンケート] 総務部門 292 (49%) 事業部門 375 (37%)	【実施 8 / 15 %】 東京 7221，大阪 4139，福岡県 1092，熊本県 246， 宮崎県 122，山梨県 117，佐賀県 96，釧路 70 【計画中 4】 第一東京 4370，第二東京 4658，奈良 156，青森県 117
お品書き・メニュー の作成 [自治体アンケート] 総務部門 285 (48%) 事業部門 423 (42%)	【実施 10 / 19 %】 東京 7221，大阪 4139，横浜 1425，福岡県 1092， 兵庫県 810，京都 664，熊本県 246，奈良 156，宮崎県 122， 佐賀県 96 【計画中 4】 三重 171，滋賀 139，和歌山 139，青森県 117

(評価)

自治体アンケートの結果，自治体が弁護士会との連携を深めるうえで有益と考える方法として最も多いものは次の2つであった。

- ①自治体のニーズに対応する窓口を弁護士会に設置すること（第1位）
- ②弁護士会のメニューリストを提供すること（第2位）

潜在する自治体の法的ニーズを喚起するためには，何よりも先ず，弁護士会が提供可能な法的サービスのメニューを作成し可視化することが必要である。そして，顕在化した具体的ニーズを受け止めるためには，自治体からの問い合わせ窓口を明確化しておくことが必要である。このような動きは，弁護士会の規模の大小を問わず，広がりつつあるといえる。

今後，自治体の法的ニーズに弁護士会が対応するためには，地域の実情を踏まえつつ，各地の弁護士会において，①自治体向け窓口の設置，②自治体向けメニューリストの作成に取り組むことが有効である。

エ 自治体を利用したいと思う弁護士会の事業～自治体ニーズが高いもの～

① 自治体職員向け研修講師の派遣（第1位）

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，%は実施率）
職員向け講師派遣 （行政一般） [自治体アンケート] 総務部門 316 (53%) 福祉部門 185 (37%) 学校・教育 181 (36%)	【実施 28 / 54 %】 東京 7221，第一東京 4370，大阪 4139，愛知県 1699， 福岡県 1092，兵庫県 810，札幌 700，京都 664，広島 526， 岡山 355，沖縄 251，新潟県 250，熊本県 246， 鹿児島県 186，岐阜県 179，福島県 176，金沢 167， 香川県 159，大分県 141，滋賀 139，宮崎県 122， 岩手 99，福井 98，佐賀県 96，秋田 78，島根県 72， 旭川 69，函館 48

(評価)

自治体アンケートの結果、自治体が利用したいと思う弁護士会の事業の第1位は、「自治体職員向け研修講師の派遣」であり、総務部門53%、福祉部門37%、学校・教育部門36%にのぼる。

行政法分野における自治体職員向け研修講師としては、本来、法律専門家であり違法不法な行政権行使をチェックする立場にある弁護士が適任である。自治体のニーズは高く、今後、さらなる拡大を図ることが望まれるが、実施弁護士会が28会(54%)であるのに対し、未実施弁護士会は24会(46%)にのぼる。

未実施弁護士会が多数存在する要因としては、マンパワー等の問題が考えられるため、地元自治体のニーズに対応できない場合は、近隣の実施弁護士会(必要に応じて日弁連)と連携して対応していくことも必要である。

② 特定分野毎の支援 (第3位)

法的サービス	実施状況 (会員数順, 数値は会員数, %は実施率)	
部門・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士の派遣 [自治体アンケート] 総務部門 242 (41%) 福祉部門 195 (39%) 学校・教育 174 (35%)	高齢者・障害者	【実施 38 / 73%】【計画中 1】 虐待相談・虐待対応支援チーム派遣 【実施 33 / 63%】【計画中 2】 ケース検討会議へのアドバイザー・顧問派遣 【実施 29 / 56%】 法律相談・助言／福祉の当番弁護士制度
	消費者保護	【実施 32 / 62%】
	こどもの権利擁護 児童虐待	【実施 22 / 42%】 大阪 4139, 愛知県 1699, 横浜 1425, 福岡県 1092, 千葉県 674, 広島 526, 仙台 412, 岡山 355, 新潟県 250, 長野県 227, 鹿児島県 186, 岐阜県 179, 福島県 176, 香川県 159, 奈良 156, 滋賀 139, 山梨県 117, 福井 98, 徳島 91, 高知 87, 秋田 78, 鳥取 68 【計画中 2】 山口県 149, 三重 171
	民事介入暴力・行政対象暴力	【実施 20 / 38%】 東京 7221, 第二東京 4652, 第一東京 4370, 大阪 4139, 愛知県 1699, 横浜 1425, 福岡県 1092, 札幌 700, 千葉県 674, 仙台 412, 熊本県 246, 鹿児島県 186, 福島県 176, 香川県 159, 奈良 156, 山口県 149, 大分県 141, 和歌山 139, 山形県 90, 鳥取県 68 【計画中 1】 静岡県 423
	自治体債権管理回収	【実施 12 / 23%】 東京 7221, 大阪 4139, 愛知県 1699, 横浜 1425, 福岡県 1092, 札幌 700, 京都 664, 岡山 355, 新潟県 250, 岐阜県 179, 長崎県 162, 奈良 156

女性の権利 セクハラ DV 性暴力被害	【実施9 / 17%】 愛知県 1699, 千葉県 674, 岡山 355, 群馬 264, 新潟県 250, 熊本県 246, 長野県 227, 鹿児島県 186, 奈良 156 【計画中1】滋賀 139
学校問題 いじめ 体罰	【実施9 / 17%】 東京 7221, 大阪 4139, 新潟県 250, 長野県 227, 岡山 355, 岐阜県 179, 奈良 156, 滋賀 139, 函館 48
行政対象クレーム	【実施8 / 15%】 東京 7221, 大阪 4139, 札幌 700, 仙台 412, 岡山 335, 和歌山 139, 徳島 91, 函館 48
まちづくり 復興支援	【実施5 / 10%】 東京 7221, 第二東京 4654, 第一東京 4370, 大阪 4139, 仙台 412 【計画中1】千葉県 674
相談担当弁護士制度	【実施5 / 10%】 東京 7221, 大阪 4139, 長崎県 162, 山梨県 117, 佐賀県 96
労働問題	【実施3 / 6%】 福岡県 1092, 千葉県 674, 高知 87 【計画中1】東京 7221

(評価)

自治体アンケートの結果、自治体の多くは顧問弁護士を活用しているが、自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第3位は、「部門・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士の派遣」であり、総務部門41%、福祉部門39%、学校・教育部門35%にのぼることが判明した。

弁護士会の委員会活動の中で行政機関との連携について比較的歴史の長い分野（高齢者・障害者、消費者、子ども、民事介入暴力）では、多くの弁護士会で、自治体の現場レベルで、相談担当弁護士・アドバイザー・顧問等の派遣が行われていることが窺われる。

これに対し、社会経済状況の変化に伴い、福祉・市民サービスに直接関わる新たな分野（女性、学校、まちづくり復興支援、労働問題等）や、地方分権の進展に伴い自治体自らの法務能力の向上が求められる分野（自治体債権、行政対象クレーム、相談担当弁護士制度等）では、自治体ニーズに対応している弁護士会は、現在のところ、少数にとどまる。

これらの新規分野については、本来、地元の弁護士会が対応することが望ましく、今後、対応可能な弁護士会のさらなる拡大を図ることが課題である。また、地元の弁護士会に対応できない場合には、近隣の実施弁護士会と協議のうえ連携して対応していくことも検討が必要である。

オ 弁護士の活動領域の拡大が期待される分野

① 任期付職員等としての弁護士任用・募集支援

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）
任期付職員等任用・募集支援	【実施 8 / 15 %】 第二東京 4654，第一東京 4370，大阪 4139，横浜 1425，福岡県 1092，三重 171，長崎県 162，滋賀 139

（評価）

地方分権の進展を背景として，任期付職員等としての弁護士の任用を考える自治体は，全国的にも広がりつつある。自治体アンケート結果によると，弁護士の職員任用について関心を持つ自治体が 6 割を超えている実情が明らかになった。

	総務部門	事業部門
具体的計画がある	26 (5%)	—
検討中	31 (5%)	—
関心がある	364 (63%)	310 (67%)

自治体の任期付職員等として活躍する弁護士には，弁護士会が地元自治体との連携を強化していくうえでも，両者を繋ぐパイプ役としての役割が期待される。

そのような中で，さらなる任用拡大を図るとともに，自治体が必要とする適切な人材を提供するためには，地元の弁護士会による自治体へのきめ細かな任用支援活動が有益であるが，このような活動を担っている弁護士会は，現在のところ，少数（8 会，15%）にとどまる。

今後，対応可能な弁護士会のさらなる拡大を図ることが課題であるが，地元弁護士会において対応が困難な場合には，都道府県の枠を超えて，近隣の実施弁護士会や日弁連と連携して自治体の要請に応じていくことが必要である。

② 自治体債権管理回収

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）
自治体債権管理回収	【実施 12 / 23 %】 東京 7221，大阪 4139，愛知県 1699，横浜 1425，福岡県 1092，札幌 700，京都 664，岡山 355，新潟県 250，岐阜県 179，長崎県 162，奈良 156

（評価）

自治体アンケート結果によると，自治体債権管理回収の分野で，弁護士会事業を利用したいという自治体は少なくないが，必ずしも弁護士に対する具体的な依頼の形で顕在化しているとまでは言い難い状況といえる。

	総務部門	福祉部門	学校・教育部門
利用したい	101 (17%)	68 (13%)	37 (7%)

他方，この分野に対応しようとする弁護士会は広がりつつあるが，現在のところ，少数にとどまり，未実施弁護士会は 40 会（77%）にのぼる。

しかし，自治体債権分野においては，内閣府公共サービス改革推進室において，

民間開放が推し進められている。その可否の問題はあるにしても、サービサーなどの民間事業者への委託により債務者負担の公平性や住民福祉への配慮を欠く取立がなされるのではないかが懸念されている。そのため、自治体債権分野には、関係法令に精通するとともに住民福祉への配慮の視点を有する弁護士が一層関与することが期待される。

今後、日弁連が中心となり、自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに、自治体債権管理回収に関するノウハウの研究・開発、人材育成、地元弁護士会内での受け皿作り等に向けた取り組みを行い、各地の弁護士会における取組みの拡大を図ることが必要である。

③ 条例規則立案のための助言・支援

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）
条例制定立案	【実施 4 / 8 ％】（注）個別分野の条例制定立案を除く 大阪 4139，群馬 264，長野県 227，青森県 117

（評価）

自治体アンケート結果によると、自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第5位は、「条例規則立案のための助言・支援」であった。

	総務部門	福祉部門	学校・教育部門
利用したい	110 (19%)	48 (10%)	50 (10%)

このように「条例規則立案のための助言・支援」について弁護士会に期待する自治体は決して少なくないが、必ずしもそのニーズが具体的な依頼の形で顕在化しているとまでは言い難い状況にある。また、条例規則の立案に関与する弁護士は少なく、この分野に対応しようとする弁護士会は、現在のところ、少数（4会，8％）にとどまり、未実施弁護士会は48会（92％）にのぼる。

各地の弁護士会は、様々な行政の分野において、日頃、委員会活動を通じて専門的知見を獲得している。よりよい地方分権を実現するとともに、法の支配を遍く行き渡らせるうえで、自治体の条例規則立案に多くの弁護士が関与することが望まれる。

今後、日弁連が中心となり、自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに、条例規則立案のためのノウハウの研究・開発、人材育成、地元弁護士会内での受け皿作り等に向けた取り組みを行い、各地の弁護士会における取組みの拡大を図ることが必要である。

④ 内部統制・外部監査

法的サービス	対応状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）	
コンプライアンス ①第三者調査報告	①実施 【11 / 21％】	第一東京 4370，大阪 4139，横浜 1425，札幌 700，滋賀 256，新潟県 250，長野県 227，長崎県 162，奈良 156，山梨県 117 徳島 91
②公益通報・内部通報	②実施 【9 / 17％】	東京 7221，大阪 4139，横浜 1425，京都 664，滋賀 256，岐阜県 179，福島県 176，三重 171，山梨県 117
外部監査	【実施 12 / 23％】 東京 7221，大阪 4139，愛知県 1699，福岡県 1092，札幌 700，岡山 355，沖縄 251，新潟県 250，岐阜県 179，愛媛 160，奈良 156，滋賀 139	

（評価）

自治体アンケート結果によると，自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第6位は「自治体の内部統制制度の整備，コンプライアンスの改善のための助言・調査・支援，第8位は「不祥事発生時における第三者委員会委員の推薦」，第11位は「自治体契約・公金支出の適法性調査のための助言・調査・支援」，第15位は「監査委員・包括外部監査人/補助者の推薦」，第16位は「自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査」であった。

	総務部門	福祉部門	学校・教育部門
内部統制	105 (18%)	28 (6%)	31 (6%)
第三者委員会委員	86 (14%)	17 (3%)	77 (15%)
契約・公金支出の適法性調査	61 (10%)	14 (3%)	21 (4%)
監査・外部監査	41 (7%)	11 (2%)	2 (0%)
内部通報	31 (5%)	5 (1%)	12 (2%)

このように内部統制やコンプライアンス等に関して弁護士会に期待する自治体は決して少なくないが，必ずしもそのニーズが具体的な依頼の形で顕在化しているとまでは言い難い状況にある。また，この分野に対応しようとする弁護士会は，現在のところ，少数にとどまる。

自治体の内部統制制度を確立することは，地方行政の分野において法の支配を遍く行き渡らせるうえで極めて重要である。

今後，日弁連が中心となって，自治体ニーズの掘り起こしと顕在化した依頼を弁護士・弁護士会へ繋げるための取り組みを行うとともに，ノウハウの研究開発・人材育成・地元弁護士会内での受け皿作りに向けた取り組みを行い，各地の弁護士における取り組みの拡大を図ることが必要である。

⑤ 住民トラブル仲裁

法的サービス	実施状況（会員数順，数値は会員数，％は実施率）
住民とのトラブル 仲裁センター（ADR）	【実施3／6％】岡山 355，群馬 264，山口県 149

（評価）

自治体アンケート結果によると，自治体が利用したいと思う弁護士会事業の第7位は「住民とのトラブルの仲裁・調停人の推薦」，第12位は「行政ADRの設置」であった。

	総務部門	福祉部門	学校・教育部門
仲裁調停人推薦	110（19％）	48（10％）	50（10％）
行政ADR	53（9％）	22（4％）	18（4％）

この分野で対応している弁護士会は少ない。大規模会で対応している例は見あたらなかった。

自治体と住民との利害が対立する場面で，弁護士会がどのような立ち位置で関わりを持つか難しい面もあるが，自治体と住民との間の紛争について，弁護士会が紛争解決機能を果たすことは，法の支配を遍く行き渡らせるうえで重要である。今後，上記実施弁護士会の取り組みを参考にしながら，各地の弁護士会において，導入の可能性について検討されてよい。

（2）規模別集計

①一覧表（弁護士会毎の法的サービス提供状況）別紙3

規模	実施＋計画中（113項目中50項目以上）
大規模会	大阪（77），東京（65），横浜（65），福岡県（57）
中規模会	千葉県（54），新潟県（51），岡山（51）
小規模会	山梨県（56），滋賀（54），奈良（51）

（評価）

弁護士会の規模の大小を問わず，多項目に亘り自治体等と連携している弁護士会が存在している。

こうした弁護士会の取り組みは，他の同規模の弁護士会にも大いに参考になると思われる。

②グラフ（法的サービス提供状況を規模毎にグラフ化したもの）別紙4

規模	取り組みが進んでいる分野 (実施＋計画中50％超)	法的サービス
大規模会	全分野共通	受付窓口，マネジメント組織 お品書き・メニュー，自治体訪問等

	総務	任期付職員任用支援
	財政	自治体債権管理回収
	福祉	学校問題・いじめ・体罰
	市民サービス	貧困対策，労働問題，中小企業支援 犯罪被害者支援
	災害対策避難者支援	原子力損害賠償，避難者支援 まちづくり復興支援
大規模会 中規模会 共通	総務	自治体職員向け講師派遣
	福祉	こどもの権利擁護・児童虐待，
	市民サービス	遺言相続，自殺対策，
大規模会 中規模会 小規模会 共通	全分野共通	審議会委員紹介推薦 市民講座への講師派遣
	総務	民事介入暴力・行政対象暴力
	福祉	高齢者・障害者，女性の権利・セクハラ・ DV問題・性暴力被害，
	市民サービス	法教育，多重債務者救済，消費者保護， 市民法律相談（一般相談）

(評価)

大規模会では，中規模会及び小規模会に比べ，①行政連携に関する組織的な取り組み，②任期付公務員任用支援，③自治体債権，④福祉分野のうち学校問題・いじめ・体罰，⑤市民サービス分野のうち貧困対策，労働問題，中小企業支援，犯罪被害者支援，⑥災害対策避難者支援の各分野で，相対的に自治体等との連携が進んでいるようである。

その要因については，マンパワーの問題のほかにも様々なものが考えられるが，今後，日弁連レベル又はブロック毎に，弁護士会の規模や地元自治体のニーズに応じた行政連携のあり方について，相互に情報交換をする場を設けることが有益である。

(3) ブロック別集計

①一覧表（弁護士会毎の法的サービス提供状況）別紙1

ブロック	実施＋計画中（113項目中50項目以上）
東京三会	東京（65）
関東	横浜（65），山梨県（56），千葉県（54），新潟県（51）
近畿	大阪（77），滋賀（54），奈良（51）
中部	該当なし（愛知41）
中国	岡山（51）
九州	福岡県（57）
東北	該当なし（仙台43）
北海道	該当なし（札幌35）
四国	該当なし（香川県35）

②グラフ（法的サービス提供状況をブロック毎にグラフ化したもの）別紙5

（評価）

ブロック別に見ると、多項目に亘って自治体等と連携している弁護士会は、首都圏（東京三会、関東）及び大都市圏（近畿）に多く見られる。

他方、中部、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックでは、比較的多くの項目につき自治体等と連携している弁護士会が散見されるものの、他のブロックに比べれば、その項目数・弁護士会数ともに相対的に低調である。

日弁連においては、中部、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックを対象に、重点的に自治体・福祉等の分野における弁護士の活動領域の拡大のための施策を講ずることが課題である。

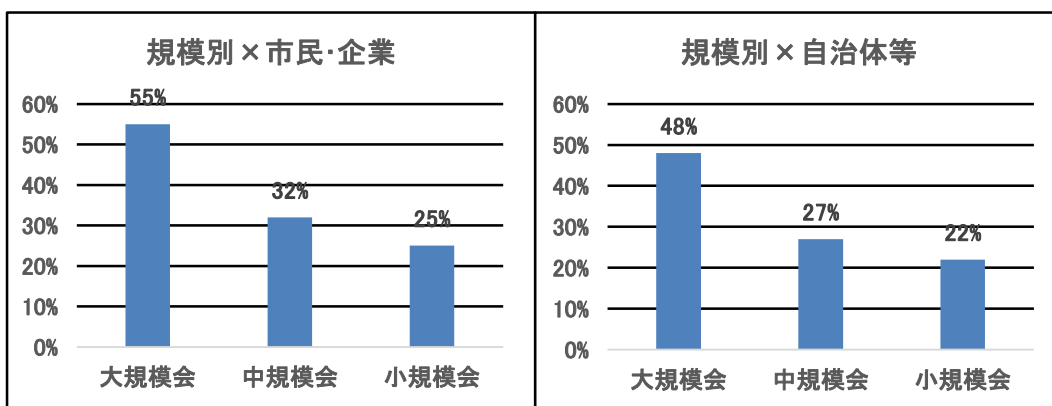
2 クロス分析

クロス分析では、法的サービスをその利用者属性や提供形態別に分類し、規模又はブロック毎に、提供している法的サービス（実施済みのほか計画中のものを含む）の割合を、各母集団を分母として算出している。

（1）規模別集計×利用者属性

グラフ（利用者の属性別に法的サービスを分類し、その提供状況を規模毎にグラフ化したもの）別紙6

利用者	実施+計画中（各母集団内の割合）		
	大規模会	中規模会	小規模会
市民・企業	55%	32%	25%
自治体等	48%	27%	22%



（評価）

弁護士会の規模の大小を問わず、市民・企業を直接の利用者とする法的サービスが、自治体職員等を直接の対象者とする法的サービスをやや上回っている傾向にある。また、市民・企業を直接の利用者とする法的サービスと自治体職員等を直接の利用者とする法的サービスともに、弁護士会の規模が大きいほど、充実度が高い。大規模会は、中規模会及び小規模会と比べて、その割合は特に高い。

今後、日弁連が中規模会及び小規模会の取り組みを支援するとともに、必要に応じて、大規模会が、近隣の中規模会や小規模会と協議・連携してその取り組みを補完することも検討されてよい。

(2) 規模別集計×法的サービス提供形態

グラフ（法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し、その提供状況を規模毎にグラフ化したもの）別紙7

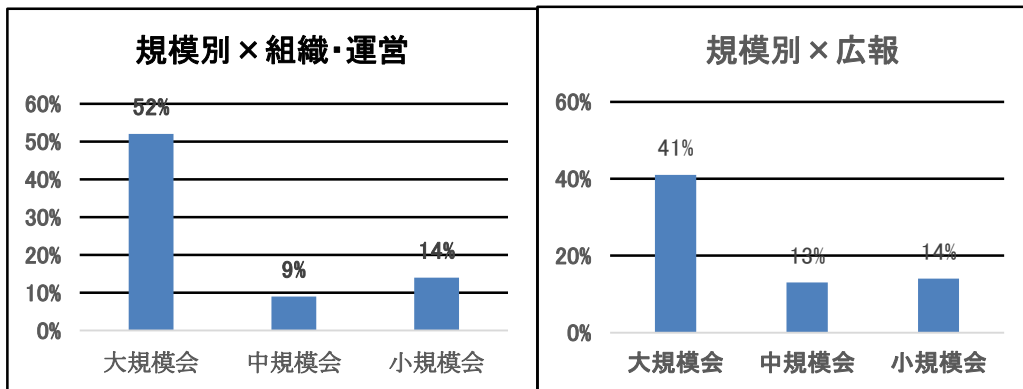
法的サービス提供形態	実施+計画中（各母集団内の割合）		
	大規模会	中規模会	小規模会
組織運営	52%	9%	14%
広報（※1）	41%	13%	14%
講師派遣	60%	34%	23%
特定弁護士紹介推薦（※2）	46%	26%	22%
弁護士会相談事業等（※3）	55%	30%	26%
連絡協議会等（※4）	45%	28%	30%
法曹養成	14%	9%	15%

※1 広報は、「情報提供」に対応するもので、「情報・意見交換」を含む。

※2 特定弁護士紹介・推薦は、「弁護士紹介・推薦」に対応するもので、弁護士会が特定の弁護士を紹介・推薦するもの。

※3 弁護士相談事業等は、「弁護士派遣」に対応するもので、弁護士会と自治体との間で弁護士の派遣を制度化しているもの。

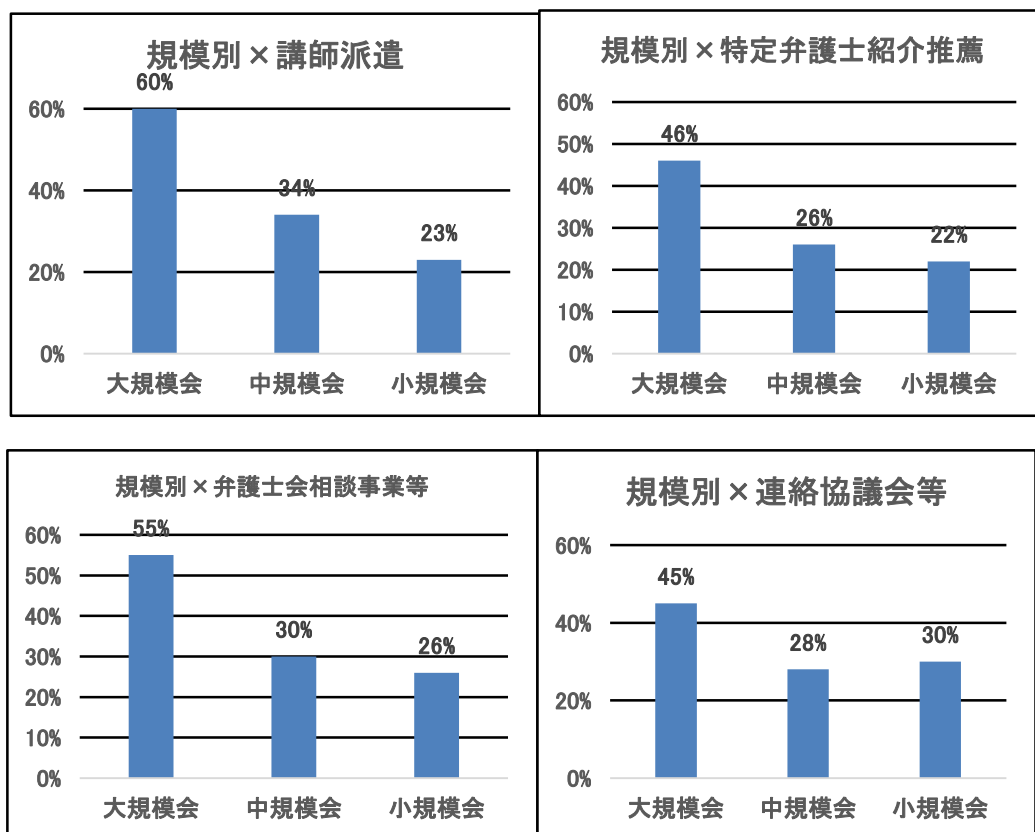
※4 連絡協議会等は、「弁護士派遣・情報提供」に対応するもので、弁護士会と自治体等との間で、連絡協議会、共同事例研究、情報・意見交換を行うもの。



(評価)

大規模会では、行政連携に関する「組織運営」及び自治体向け「広報」のポイントが40%～50%程度と高いのに対し、中規模会及び小規模会では、10%前後と非常に低い傾向にある。

今後、日弁連においては、中規模会及び小規模会を対象に、行政連携に関する「組織運営」及び自治体向け「広報」の取り組みを拡大するための施策を講ずることが必要である。

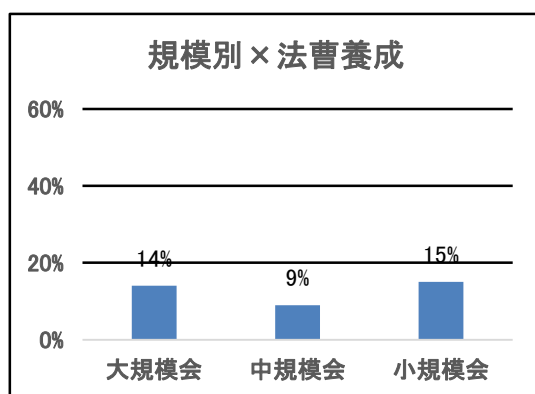


(評価)

大規模会では、全般的に、法的サービス（講師派遣、特定弁護士紹介推薦、弁護

士会相談事業等、連絡協議会等)が40%台～60%程度と充実しているのに対し、中規模会及び小規模会では、20%台～30%台と低い傾向にある。

日弁連レベル又はブロック毎に相互に情報交換をする場を設けることが有益である。また、必要に応じて、大規模会が、近隣の中規模会や小規模会と協議・連携してその取組を補完することも検討されてよい。



(評価)

全般的に、規模の大小を問わず、法曹養成に関する自治体との連携の取組みは低調である。

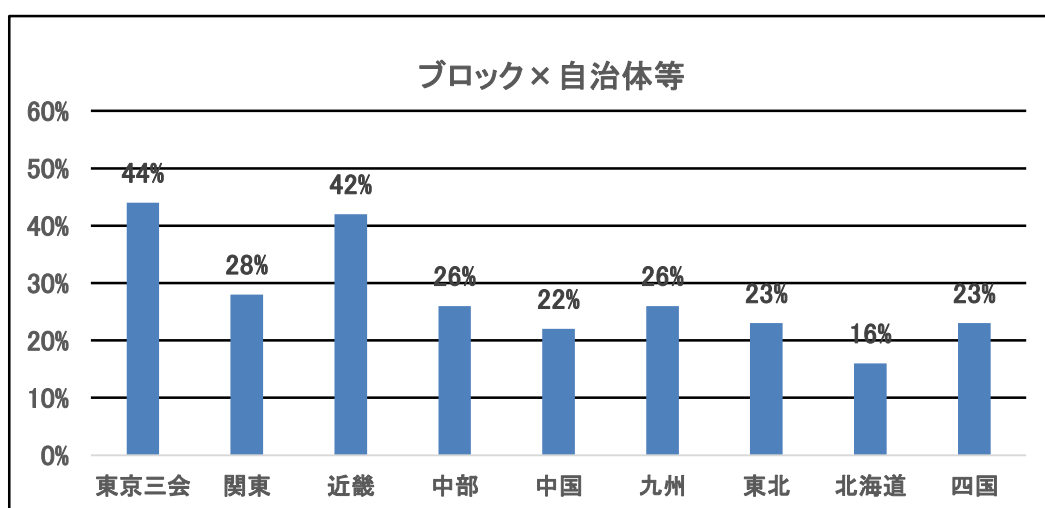
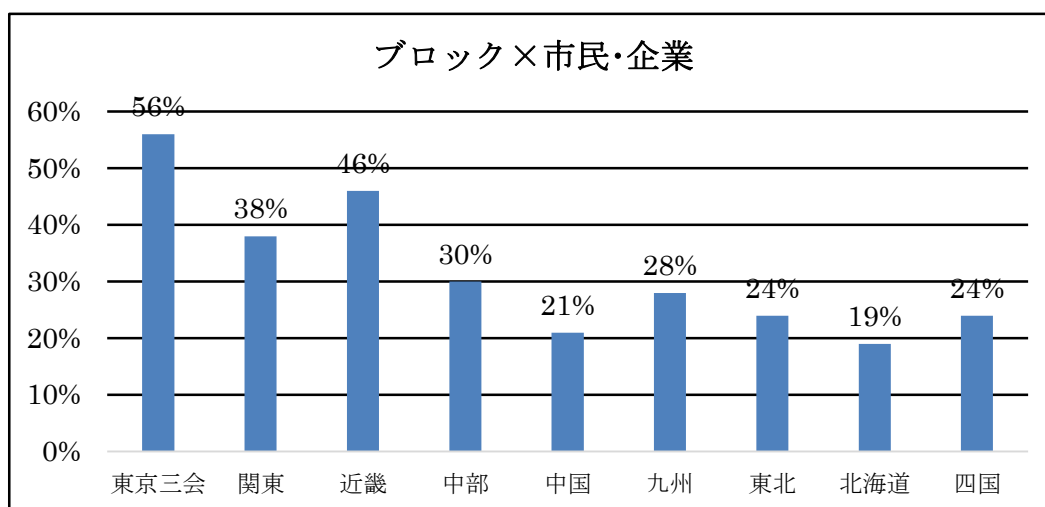
自治体及び福祉等の分野における弁護士の実務領域を拡大するためには、関与する弁護士の裾野を拡大することが必要である。

今後、日弁連は、各地の弁護士会が、法曹養成の分野で自治体等と連携する取組を活性化させることが課題である。

(3) ブロック×利用者属性

グラフ(利用者の属性別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック毎にグラフ化したもの) **別紙8**

利用者	実施+計画中(各母集団内の割合)								
	東京三会	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国
	16245	4539	6047	2419	1170	2296	972	887	497
市民・企業	56%	38%	46%	30%	21%	28%	24%	19%	24%
自治体等	44%	28%	42%	26%	22%	26%	23%	16%	23%



(評価)

ブロック別に見ると、市民・企業を直接の利用者とする法的サービス、自治体職員等を直接の利用者とする法的サービスともに、首都圏（東京三会、関東）及び大都市圏（近畿）の弁護士会の充実度が高い。

他方、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックでは、両サービスともに相対的に低調である。

利用者の属性では、市民・企業を直接の利用者とする割合は、自治体職員等を直接の利用者とする割合よりも、やや高いといえるが、有意差は見られない。

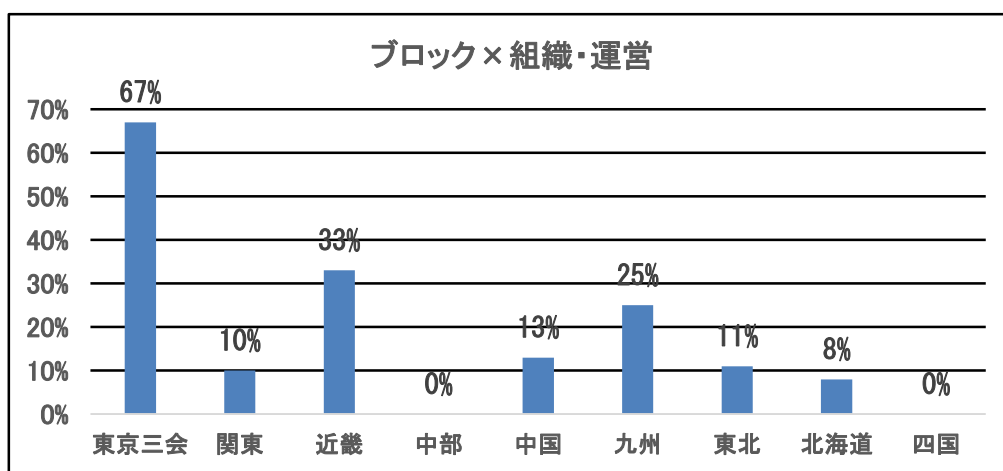
日弁連においては、中国地方、東北、北海道、四国の各ブロックを対象に、重点的に自治体・福祉等の分野における弁護士の活動領域の拡大のための施策を講ずることが課題である。

(4) ブロック×法的サービス提供形態

グラフ（法的サービス提供形態別に法的サービスを分類し、その提供状況をブロック

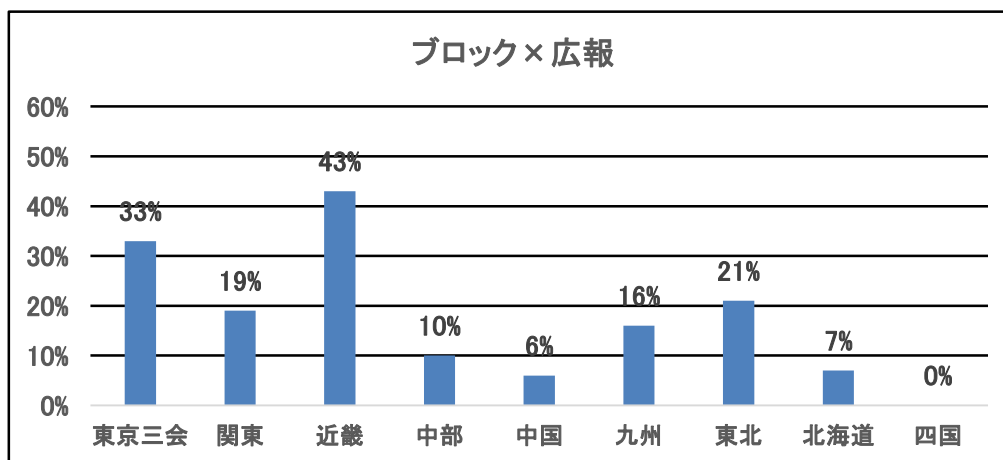
毎にグラフ化したもの **別紙9**

法的サービス 提供形態	実施+計画中（各母集団内の割合）								
	東京三会 16245	関東 4539	近畿 6047	中部 2419	中国 1170	九州 2296	東北 972	北海道 887	四国 497
組織運営	50%	11%	21%	0%	20%	21%	8%	6%	0%
広報	33%	21%	38%	10%	6%	18%	21%	7%	0%
講師派遣	53%	33%	44%	36%	18%	41%	22%	24%	25%
特定弁護士 紹介推薦	38%	32%	43%	25%	24%	25%	23%	15%	22%
弁護士会法律 相談事業等	60%	42%	47%	27%	21%	29%	28%	20%	27%
連絡協議会等	40%	35%	47%	32%	33%	27%	26%	14%	34%
法曹養成	0%	22%	33%	17%	0%	0%	0%	0%	25%



(評価)

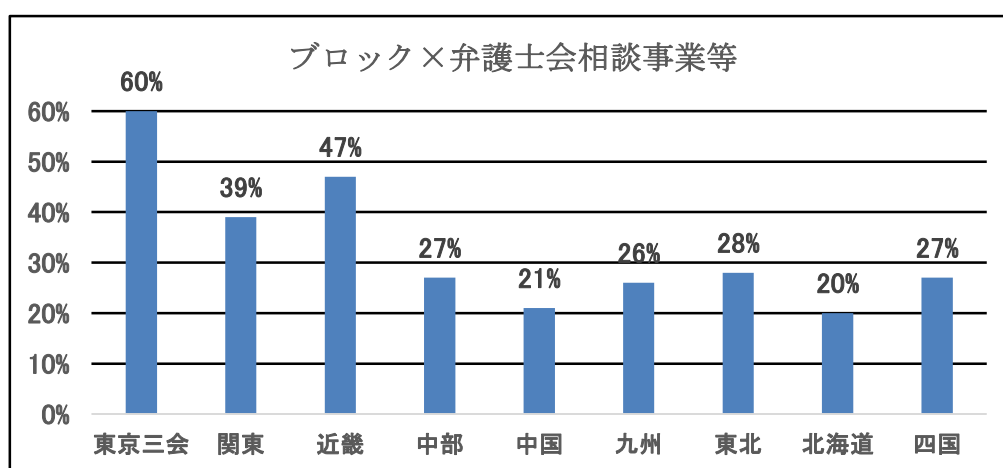
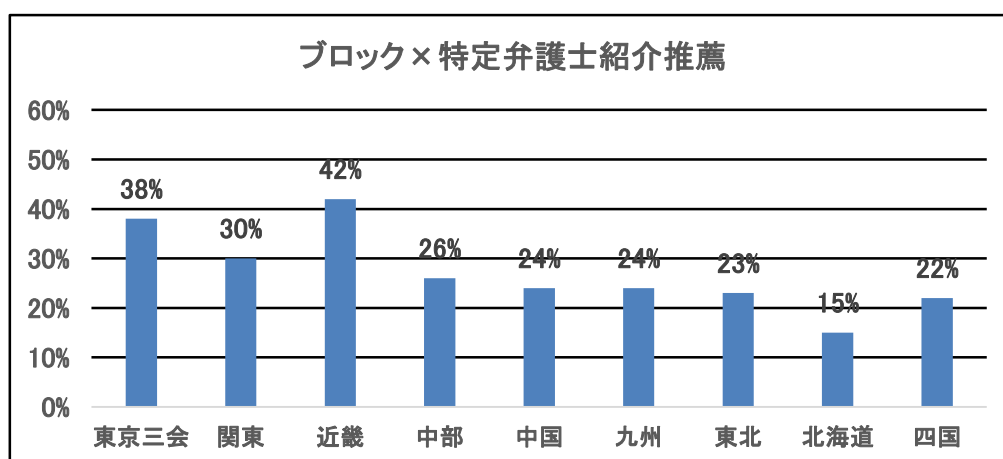
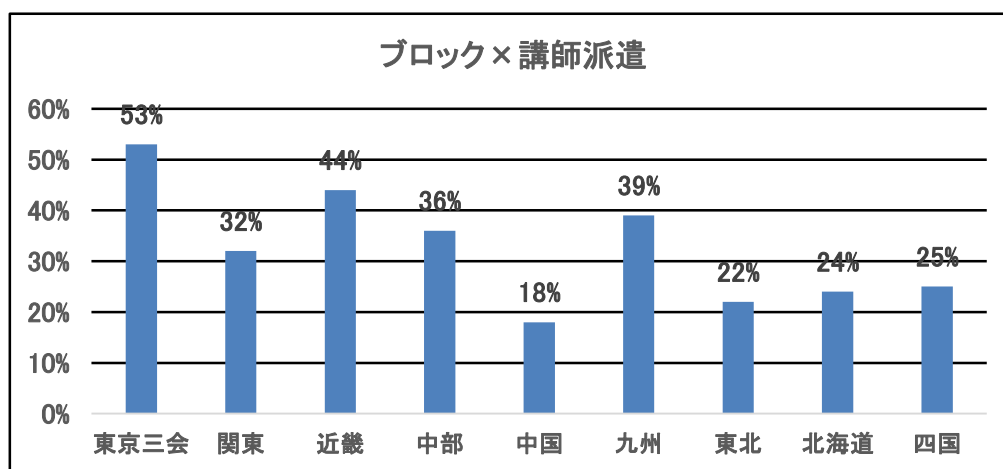
行政連携に関する「組織・運営」面では、東京三会、近畿、九州の順に、取り組みの割合が高い。その他のブロックでは、組織的な取り組みは低調又は未実施の状態である。

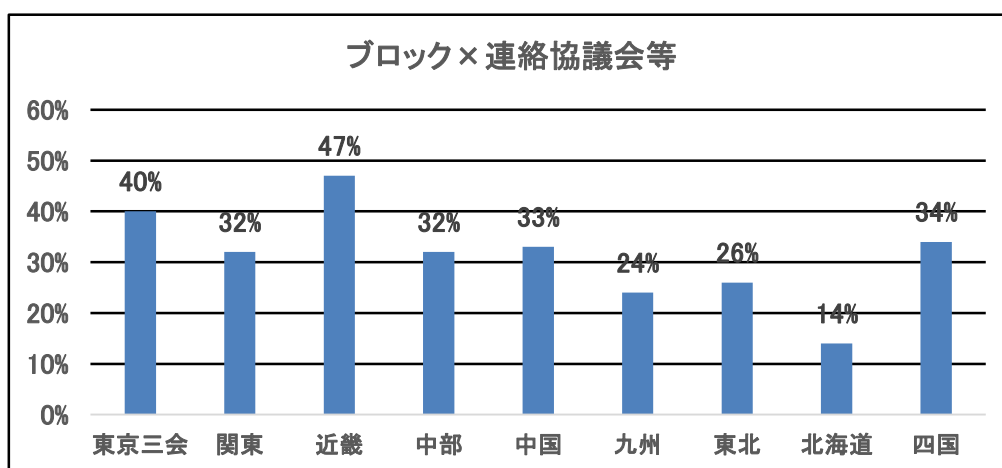


(評価)

自治体向け「広報」面では、近畿、東京三会、東北の順に、取り組みの割合が

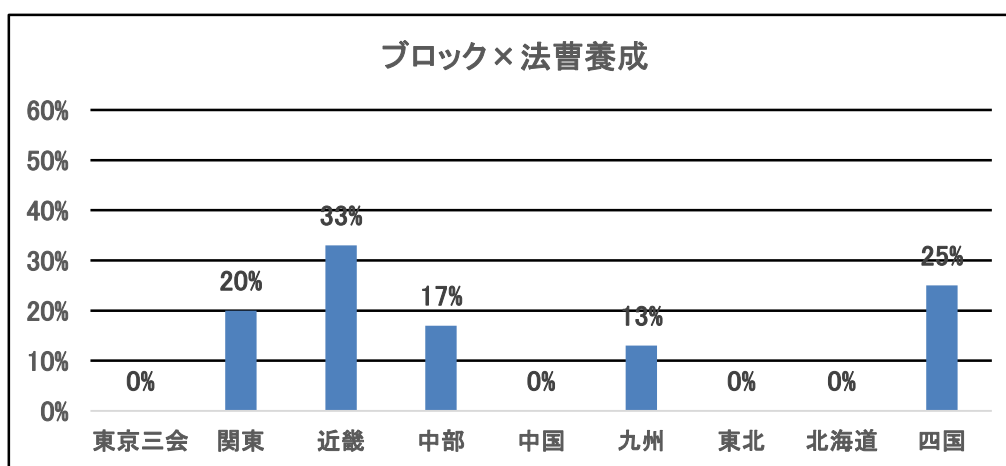
高く、その他のブロックでは、低調又は未実施の状態である。





(評価)

法的サービス（講師派遣，特定弁護士紹介推薦，弁護士会相談事業等，連絡協議会等）は，東京三会，近畿の割合が相対的に高い傾向にある。



(評価)

「法曹養成」に関する自治体との連携は，近畿，四国，関東，九州の順に，その割合が高く，その他のブロックでは未実施の状況にある。

以上